

岩手県告示第30号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局岩手河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成29年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 一関市内から西磐井郡平泉町内まで
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年10月25日から平成29年3月15日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量）